

第百三十四回国会  
衆議院  
建設委員會議録第二号

平成七年十月十九日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 遠藤 和良君

理事 久野統一郎君

理事 萩山 教蔵君

理事 北村 直人君

理事 石井 智君

安倍 晋三君

狩野 勝君

斎藤 文昭君

根本 匠君

村上誠一郎君

長内 順一君

杉山 憲夫君

広野ただし君

沢藤礼次郎君

中島 武敏君

大矢 卓史君

出席國務大臣

建設大臣 森 喜朗君

國務大臣 池端 清一君

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房 長 竹内 克伸君

国土庁防災局長 村瀬 興一君

建設大臣官房長 伴 翼君

建設省道路局長 橋本鋼太郎君

建設省住宅局長 梅野捷一郎君

委員外の出席者

文部省高等教育 局私学部私学助 成課長 樋口 修資君

建設委員会調査 室長 白兼 保彦君

本日の会議に付した案件  
建築物の耐震改修の促進に関する法律案(内閣提出第九号)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、建築物の耐震改修の促進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。建設大臣森喜朗君。

建築物の耐震改修の促進に関する法律案(本号末尾に掲載)

○森國務大臣 ただいま議題となりました建築物の耐震改修の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本年一月の阪神・淡路大震災において、建築物に多数の被害が生じ、多くの貴重な人命が失われたことはまことに遺憾であり、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることの重要性を改めて強く認識したところであります。

今回の大震災における建築物の被害状況を見ますと、特に昭和五十六年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著であります。一方、それ以後に建築された新しい建築物の被害程度は軽く、現行の耐震基準はおおむね妥当なものであると考えております。

このため、国民の生命、身体及び財産を保護するため、現行の耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震改修を全国的な課題として早急に推進することがぜひとも必要であると考えております。

この法律案は、このような課題に対応するため、多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修についての所有者の努力義務、建設大臣に

よる指針の策定並びに所管行政庁による助言、指導及び指示について定めるとともに、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定してこれに対し建築基準法の特例の適用及び金融上の支援を行う等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならないこととする。また、建設大臣がこれらの建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針を定めて公表し、あわせて、所管行政庁が必要であると認めるときは、指導及び助言を行うことができることとしております。

また、このうち、病院、百貨店等不特定かつ多数の者が利用する一定の建築物については、所管行政庁が必要と耐震診断または耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行うことができることとしております。

第二に、建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を策定し、所管行政庁の認定を申請することができることとしております。

所管行政庁の認定に際しては、既存不適格建築物において耐震性の向上のための改修を認める等の建築基準法の特例措置を設けるとともに、認定を受けた住宅の耐震改修について住宅金融公庫の貸付金利の優遇措置を講ずることとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通等に努めることとしております。

第四に、国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、研究開発の促進のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団

体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解を深める等のための措置を講ずるよう努めることとしております。

その他、これらに関連いたしました関係規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大口善徳君。

○大口委員 新進党・民主会議を代表いたしまして質問をさせていただきます。

最近、群発地震等、地震が各地で発生をしております。今回の阪神・淡路大震災、五千五百人を超える方が亡くなりました、そのうち九割ぐらいの方が建物倒壊によって亡くなった、こういうことでございますので、この建築物についての耐震の強化は非常に緊急の課題である、そう考えるわけでございます。

そういう点で、今回この法案が提出されましたことは、対策の一部として価値のあることではございますが、ではこれで全部十分かといえ、まだまだやらなければいけないことがあります。むしろ十分である、そういう気がしてなりません。

この阪神・淡路大震災においては、建築震災調査委員会というのが設置されておまして、本年七月二十八日の中間報告を見ましても、この中に

おきまして、「既存建築物の耐震診断・改修の更なる促進のための制度、体制の整備、こういう

部分があります。十五ページにあります。その中で、「診断や改修に対する助成措置が不十分であること」、「また、「相談窓口や診断・改修に関する技術的支援の体制が未整備であること」、「診断・改修を進めるための制度的枠組みが用意されていないこと」、「今後検討すべき課題が残されて」いる、こういうふうになっております。

その中で、真つ先に、診断、改修の助成措置が不十分である、こういうふうになっております。やはり、その耐震の診断、そしてまたそれを改修するインセンティブを与えるためには、助成措置あるいは税制上の措置あるいは融資上の措置、こういうことが不可欠なわけでございますが、この点につきまして、大臣に所見をお伺いしたいと思っております。

○森岡務大臣 大口委員の御指摘どおり、まだまだこうした震災、耐震に対する対応というのは、これで完全だというのはなかなか出てくるものではございませんし、また我々行政の立場も、また国会の皆さんも、これからさらにお互いに議論をし、どうしたらこうしたことに對する完全な措置ができるかということは、これからまた議論をして、勉強していく必要があるかと考えております。

先ほど提案理由の説明を申し上げさせていただきましたように、やはりこれは非常に、緊要性といいたすか、急ぐことがまず大事でございいますから、そういう意味で、耐震診断及び耐震改修を促進させるための支援策がまず必要である、こういう考え方からこの法案を提出させていただいたわけでありまして。

したがって、委員が御指摘のとおり、補助制度あるいは税制などの優遇措置というものは、もう少し何か考えられないかということについては、それはまたある意味では御指摘どおりだろうと私も考えておりますが、まずは国民の皆さん全体に對して耐震に対する注意を喚起をしていく。昨夜来九州地区の地震が頻発をしているわけでございいますし、そういう意味で、まずこの促進策を最

前提に進めていくということが大事だということが今回の措置でございます。

そういう意味で、住宅の耐震改修に対する住宅金融公庫の融資限度額の引き上げ、これは第一次補正予算で既に措置をいたしたところでございしますが、この法案におきまして、住宅の耐震改修に對する住宅金融公庫による貸付金利の優遇措置を規定をいたしておりますし、また、事務所等につきましましては、日本開発銀行等による融資について同様の措置を別途に設けているところでもあります。

税制上の措置といたしましては、耐震改修を行ったときの法人税等の特別償却制度の創設についても現在要望いたしておるところでございますので、平成八年度の税制改革の審議にぜひ御検討をしていただきたい、このように思っております。

こうした、まだ完全といえますか、委員からはいろいろ御指摘があるかと思いますが、当面この法案の中で措置いたすべきこと、これらの優遇措置の活用も図りまして、耐震改修の促進にさらに努力をしていきたい、このように考えております。

なお、一部地方の公共団体におきましては、その診断の費用等についていろいろな助成措置を考えておられるようでございます。したがって、それらの地方自治体がまたどういう方法があるのか、そういう点もまたさらに検討していただく、そういうことも今後協議をしていきたい、また指導もしてまいりたい、このように考えております。

○大口委員 民間でも数十万、それから、規模にもよりますが、特定建築物は数百万から数千万、これぐらい耐震診断にお金がかかるということとでございまして、助成措置についてはきちんと早くに考えていただきたいと思っております。

今回の法案を見まして、果たしてこれで耐震の診断また改修が進むのか、非常に疑問なわけでございいます。そういうことで、インセンティブを高

めるための施策を考えなければなりません。

それにつきまして、特定建築物の耐震の診断、そして、その診断結果につきまして情報公開すべきではないか。特に公共建物なんかぜひとも耐震診断の結果を情報公開すべきである、そう考えるわけでございまして、耐震診断をして、その結果改修をした、そういう場合には、火災のときの適マークのような耐震認定証、そういうものをきちつとわかるように、玄関にでも表示できるようなシステムをとれば耐震診断、改修というのに進むのではないかと、そう提案するわけでございしますが、この点いかがでしょうか。

○梅野政府委員 お答えを申し上げます。

ただいま御指摘のように、特に建物を利用される立場から見ますと、この建物がそれ相応の水準の建物であるかどうかということがわかるという意味でも、何らかの区別、表示ができるということとは大変有効なことではないかというふうにも考えているところでございます。

一方、今回の法律でいいますと、現行の基準によつて建てられた建物というものの基本的には安全な建物であるという考え方でございまして、今回考えておりますような耐震改修を済ませて安全になったものと、過去の基準に従つて建てたものが改修によつて安全になったというものと、結果におきましては、利用者の立場に立ちますといえず、現行の基準でやったものについての扱いをどうするかというふうな、大変広い対象というふうなことを扱う話になってくるということでございます。

この御指摘のことにつきましては、そういうものの整合性をどう考えながら、有効な手段があり得るのかどうかというふうなことを慎重に今研究をさせていただきたいな、御趣旨については私も同じでございまして、具体的にどういうやり方があり得るのかというふうなことは研究をさせていただきます。ただ、きいたというふうなところでは、

ございます。

○大口委員 適マークも、最近のものも全部やっているわけですから、よく検討していただきたいと思ひます。

また、本年の三月二十九日、住宅局長の通達が出ております。また、防災対策室長のこれも出ておるわけでございしますけれども、防災対策室長の通知の中で「重点的に耐震診断を誘導すべき区域の設定」、こういう項目があります。要するに、ここで言われていることは、「比較的古い木造住宅が高密度に立地する等、建築物の所有者等に対する注意喚起により、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定するものとする。」という面的な、個々の建物、特定建築物というだけではない、面的にある区域を設定して、そこを耐震診断、改修というものを誘導していく、こういうことも法律に書くべきである、私はそう思っております。わけですが、いかがでしょうか。

○梅野政府委員 耐震改修、安全性の向上を図るためには、いろいろな面から、先ほど大臣の趣旨のところでも申し上げましたように、いろいろな方法をさまざま講じていかなければいかぬということとはもう明らかでございます。今御指摘のように、地域的に全体としての耐震性の向上を図るということと個々の建物を取り上げるという問題をダブらせ、あるいは並行してやらなければいけない、そういう点は御指摘のとおりでございます。

私ども、今回の法律では、個別の建物をどうするかという面に絞つた提案をさせていただいていくわけでございします。現実的には、例えば密集市街地の再開発というふうなことで現実的に今取り組んでいるところとでございしますが、これにつきまして、耐震性の向上という観点から法的な枠組みをさらに整備をする必要があるかどうかについては、現在鋭意検討している最中でございします。

○大口委員 これは通達でも出しているわけですが、法的にも考えるべきである、そう考え

ております。

また、今回は構造の強度ということに重点を置いた耐震の基準なわけですが、耐震性、また防災に強いという観点からいいますと、避難路がその建物で確保されているかとか、あるいは防災設備というものの耐震性はどうか、こういうこともチェックをしていかなければいけない。そういうことで、耐震性の基準というものもそういう観点からも見直すべきではないか、そう思います、いかがでしょうか。

○梅野政府委員 地震災害の際に、建物自体が壊れるあるいは倒壊するというようなことと、それから一部の被害が生じたときに安全に避難をするというような、そういう面はいずれも重要なわけだと思ひます、今回の震災の中でも避難所の問題でということも一部にはあったかと思ひております。

この避難施設の整備、防災施設の問題につきましては、従来から、火災の際におきまします場合には往々にしてそういうケースがあったわけだと思ひます、従来から、火災の際を前提としたような避難施設の整備については、既存の建物についても、防災要綱というのを立てまして長年やってきているところだと思ひます。

そのような流れからくる対策と、今回の建物自体の被害、倒壊というようなものに対する対策については、あわせて、並行しながらやっていく必要があるというふうに考えているところだと思ひます。

○大口委員 ここで小学校、中学校、高校、大学と、学校施設の耐震強化について考えてみたいと思ひますが、これにつきましては、公立学校につきましても、これは五十六年六月施行の新耐震設計基準、それ以前のもので、五十六年以前のもので全部対象になっておりまして、これの耐震診断、そして耐震度の調査、補強、それから改築、この必要な措置を講ずべき、こうなっているわけだと思ひます。

ところが、私立学校につきましては、私立高等

学校等につきましては、昭和四十六年の旧耐震基準以前のものだけしか対象になっていない、こういうことで、公立高校と私立高校を差別をするような扱い方になっておりまして、その昭和四十六年以前のものについて、概算要求で今回十億というふうなようになっています。

私は、まず私立学校においても、昭和五十六年以前のものですべてを対象にして耐震診断、強化の補助をすべきである、そういうふうな考えておるわけです。大体三千ぐらい私立の学校があるわけですから、これが全部診断をするとなると、一校当たり二百万としても六十億かかるわけだと思ひます、それをまた改修等をすればその十倍ぐらいかかる、こういうこともあるわけですから、十億というのは甚だ少ない金額であるということも思ひうわけだと思ひます。この点について文部省に。

○樋口説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の、私立学校の耐震性強化に対する支援方策いかんというお尋ねにつきましては、文部省といたしまして、昭和四十六年、旧耐震基準策定年前の私立の中小高等学校並びに特殊教育小学校の施設につきまして、今後五年間を目標として、緊急かつ限定的に防災機能強化のための施設整備事業を創設するというところで、平成八年度概算要求におきまして十億円を要求させていただいているところでございます。

また、これにあわせて、耐震機能強化のための施設整備に對しまして、日本私学振興財団におきまして長期低利の貸付事業もこれを対象とする方向で現在要求をさせていただいているところでございまして、平成八年度予算におきまして私立学校の防災機能強化のための補助制度や融資制度が創設されるよう、私どもとしても努力してまいりたいと思ひているわけでございます。

この補助金額の十億円という額が些少ではないかという御指摘もございましたが、私どもといたしましては、私立学校施設の実態調査の結果を踏まえまして、公立文教施設に準拠いたしまして要

整備面積とか補助単価等を設定し、今後五年間を目標として計画的に施設整備ができるよう、必要な初年度の予算額として十億円を要求させていただいているところでございまして、制度創設が認められました場合には、事業の実施に際して、各私立の防災ニーズ等を十分踏まえながら事業の充実を図ってまいりたいと思ひているところでございまして。

また、なぜ四十六年以前の建物に對しての補助ということになっているのかというお問い合わせでございますが、私ども、今回の阪神・淡路大震災におきまして、四十六年前の建物に大きな被害が見受けられたということをお察ししまして、当面、特に緊急度の高い四十六年前の学校施設について早急に施設整備を計画的に進めることが喫緊の課題と考えております。

このために、これまで設置者が自前の資金で施設整備を図るという私学についての施設整備の考え方、この耐震機能強化については転換していただいて、補助制度が創設されるよう、私どもとしても来年度予算の中で最大限努力を傾注してまいりたいと思ひているわけでございます。融資の面で私どもも長期、低利の貸付制度の対象とする方向で現在努力をさせていただいておりますので、これらを総合的に活用しながら、私学における耐震機能強化のための施設整備を進めてまいりたいと思ひておるところでございます。

○大口委員 全然説得力がなかったですね。五十六年以前、四十六年から五十六年の間でも今回被害は相当出ているわけですから、そんな説明じゃだめですよ。これ以上時間がないから言いませんが。

次に、今回の震災から反省することとしまして、昭和五十六年以降におきましても、要するにこれは建築の、例えば構造計算がいかにけんであったり、あるいは設計監理がいかにけんであったり、あるいは基礎がいかにけんであったり、そういうことがあったわけですね。これは、建築確認という制度、そもそものが書面審理に近いわけ

で、そして完成の終了時における検査というのを外観だけ見るだけである、中間的に検査をしたりというようなシステムがございせん。基礎をきちっとやっていくかというのを検査をする体制もないわけでございます。そういうことで、やはり第三者による検査制度というものを真剣に考えていかなければいけないと思ひます。

また、最近言われておりますように、耐震基準につきましても仕様から性能型、こうなっているかと、ますます検査というものはパラエティーに富んでまいりますし、そういうことから考えましても、また規制緩和の流れからいいますと、民間による、参加した第三者による検査体制というものの中長期的に考えていかなければならない、そういうふうな思ひうわけですね。

そういう中で、例えば建築構造技術者協会、これは建築構造関係の、一級建築士が試験を受けて建築構造士という資格を取得しておるわけですが、これも、こういう方々がやはりそういう民間検査の担い手となっていくようなことも考えていかなければいけない、そう思ひうわけでございます。ロサンゼルスやニューヨークにおきましては検査制度というものができておるわけでございます。

そういう点で、このあたりのことについて今回の反省に立つて検討すべきである、そう思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○梅野政府委員 御指摘のように、今回の震災の実情におきましても、やはり設計段階あるいは工事監理の段階、施工の段階、それぞれに必ずしも十分な配慮が行われていなかったのではないかと、いろいろな事例がかなり見られるわけだと思ひます、これを生産体制の面から、あるいはチェック体制の面からいかにきちんとしていくかということ、私どもにとっても大変深刻なテーマと受けとめているところでございます。

今御指摘ございましたように、今後そういうものをきちんと整備する上では、現実に実施をして、現在の体系で言えば建築士という仕組みに

なるわけでございませうけれども、そこを何らかの形でもう少し適切な形で効果が出るような方向に整備した上で、力点を役所のサイドのチェックからより実質的なチェックをしていただければ、今事例としてお挙げになりましたような例えは構造についても、特に構造に関する専門家の方々というように十分チェックに生かされるような方向に全体を組み立て直す必要があるというような意識を持っているところでございます。

したがって、できれば近々にもそういう大がかりな検討というものに着手しようということである。いろいろな検討を進めているところでございまして、ただいま御指摘のような点を、そういう議論の中では前向きなテーマとして十分取り上げさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○大口委員 次に、これは五月十八日の予算委員会でも私はお話をさせていただいたのでございませうけれども、応急危険度判定士の問題、これについてちょっと取り上げたいと思います。

静岡におきましても、阪神に危険度判定士として、ボランティアで、これも県の要請を受けて行ったわけでございます。その方の話を聞きますと、徳島から朝早く出まして、そして毎日船を使って現場に通った、こういう苦労話を聞いたわけでございます。皆さん一級建築士等ですから一家一城のあるじでございまして、その方がもしこういう応急危険度判定の際におきまして死傷するというようなことになりましたと、補償がない、こうなるわけですね。そのことが本当に大変だ、不安だということだったわけですね。そしてまた、判定士を募集するときも、万が一の場合どう責任をとってくれるんだ、こういう声もあったわけでございます。

そういう点で、ことしの五月十八日の予算委員会におきまして、前の建設大臣でございませうけれども、前の建設大臣に、このことにつきまして、応急危険度判定士の身分保障について消防団の公務災害の補償のような、そういう基金というものを

をつくって考えたらどうだ、こういう提案をさせていただきまして。

東京都におきましては、もう条例で、防災ボランティアというところで補償についても手当てをしております。十分とは言えませんが、そういう形になっております。各都道府県がばらばらでこれをするというよりも、やはりこれは国として考えるべきである。このことにつきまして、前の大臣、野坂建設大臣も非常に前向きにこれは検討をして、今現在検討を進めておられるところである、こういう答弁をいただいております。

これにつきまして、やはり災害関係の所管である国土庁長官にもこの件につきまして非常に推進をさせていただきたい、そう思っております。でございますけれども、御所見をお願いしたいと思います。

○池端閣僚大臣 この問題につきまして、かねてから大口委員は非常に熱心にこの問題を取り上げられておりますことについて、敬意を表する次第でございます。

先生既に御案内のように、阪神・淡路の大震災におきましても、全国からこの応急危険度判定のために約六千五百名の建築技術者の方々が現地に赴いて大変献身的な活動をされたわけでありまして、本当に私も心から感謝をしているところでございます。

この応急危険度判定の重要性というものはつとに国土庁としても認識をいたしております。現在、建設省を中心としたしまして震災建築物の応急危険度判定実施体制に関する調査検討委員会というものが設けられております。この中に国土庁も参加をして今この応急危険度判定の実施体制整備について検討いたしておるところでございます。先生御指摘のように、補償の問題につきましても、これも重要な課題だと私は思っております。

今後、補償の制度についても、これも含めたところの応急危険度判定の制度化について十分検討していく必要がある、このように考えて、今後建設大臣とも十分協議をしながら検討を進めてま

いりたい、こう思っております。でございます。

○大口委員 そのことにつきまして、建設省、あれから四カ月たつておるわけですが、簡単に報告してください、取り組みについて。

○梅野政府委員 応急危険度判定の問題につきましては、私も、今長官からお話がございます。たようなことで、全体の体制づくりをどうするかということをお願いしております。

また一方では、現実に活動していただく方々をいずれにしても確保するといましようか、養成する必要がありますので、現に既に十三都県では約一万人ほどの新たな講習を受講されたというように、技術者そのものを確保していく、養成していくということ、今御指摘のような、さまざま計画、体制づくりというものを並行して鋭意やっているとございませう。

○大口委員 今回の震災について反省点というのは、もう一つは、やはり陸路における、非常に混雑といえますか、緊急道路の確保等もありました。静岡の場合は東海大地震ということが予想されるところでございまして、特にこの渋滞等については非常に日ごろから危ないな、そう思っております。

そういうことで若干地元のことを聞きたいと思うのですが、一つは第二東名、これはダブルネットワークといえますか、そういう点でも大事でございませうが、静岡県におきましても第二東名、これから進めていくわけでございます。

そういう中で、静岡市におきまして、蒲科川また安倍川というのがあります、そこを第二東名が通るわけですが、その場合、蒲科川につきましては下は市道で上を第二東名の二重構造にする。これにつきまして、安倍川におきましてもそういう第二東名の橋というものを、そういうものを使って、これは県道といえますか、そういうものも設置していただきたい、こういう要望が地元から出ておまして、これにつきまして建設省の方で適切に指導していただきたい、そう考

るわけでございます。

また、静岡バイパスの問題につきましても、これは平成八年度供用でございませうが、平面交通の箇所がございませう。昭和町と平和町地区の平面交通、これを、これは交通安全だとか、あるいはバイパスの利便性からいまして、この昭和町・安倍川区間につきましては高架、そういうものを検討すべきである、こういうふうな考えです。

さらに、静岡市は南北交通、これが非常に粗末でございまして、特に県道平山草薙停車場線の大渋滞の解消というのが十数年来の懸案事項でございませう。その中で、この平山草薙停車場線のすぐ近くに用地取得が非常に可能な中古田瀬名線というのがあるわけで、これにつきまして、今街路事業でやっておるわけですが、道路事業と一体化をして、この千三百三十二メートルの早期の全面開通に全力を挙げておるわけでございませうが、これにつきましても、一体化について国の方からも協力を要請したい。

そういうこと、三点を質問したいと思います。

○橋本政府委員 まず、第二東名に関連します併設して橋をかけてほしいという御要望でございませうが、御承知のとおり、静岡県には富士川、安倍川、その他大川がたくさんございまして、各地域の方からあわせて橋をかけてほしいという期待がたくさん参ってきております。

これを踏まえまして、建設省、道路公団、静岡県、関係市町村で、この道路網についての必要性、開発の見通し、あるいは地形的な条件等、いろいろ検討いたしまして、この併設橋の可能性について検討を進めたところでございませう。

蒲科川につきましては、その方向が一応出ております。安倍川につきましても、地域の御要望にこたえるべく、現在、併設橋について、その方向で建設省並びに静岡県等と検討を進めているところでございませう。そういう方向でまともてまいりたいと考えております。

ます。この供用している中に、昭府町から安倍川一・二キロが平面道路になっております。平成八年には全線が供用されますので、交通量の増加が見込まれます。

そういう意味で、当初地形的に大変厳しいところで平面道路とならざるを得なかったものではあります。パイパスの利便性あるいは交通安全の観点から、立体化という御要望につきましては、地元並びに関係機関と調整を図って検討を進めていきたいと思っております。

それから、三点目の平山草雄線と国道一号の交差点、弥生交差点と言っておりますが、これについて交差点改良を実施するという事で計画いたしました。市街地ということもあり、家屋の移転が相当必要になって、現在地元の御了解が得られておりません。

これにつきましても、引き続き事業を進めてまいりたいと思っておりますが、先生御指摘のとおり、並行して都市計画道路がございます。一部事業化しておりますが、これを延伸して国道一号まで進めていくということは渋滞対策にも十分なると考えております。そういう意味で、この延伸について、建設省も有効であり、必要と思っておりますので、静岡県と十分調整をまいりたいと考えております。

○大口委員 以上で終わります。

○遠藤委員長 次に、渡辺浩一郎君。

○渡辺浩一郎委員 新進党の渡辺浩一郎です。

きょうは、この法案に關しまして、主に技術的な面から少しいろいろ質問させていただきたいと思ひます。

まず、今回の法案は、当然ことしの一月に起きました阪神大震災の、この大災害に対する今後の対応ということでこの法案をつくられたかと思うのですが、私は、この法案は、阪神あるいは淡路島、そういった周辺の、地震の災害を受けたところ以外のところに対して、これを古い建物に対してもっと地震対策をきちんと強化していこう、技術的あるいは構造的にきちんと強化をしていこう

うという考えから生まれたかと思うのです。

特に、阪神地区外にこれを技術的に推し広めていく。今申しましたように、構造的にもっと補強していこうということの技術的な判断からこういうことをするに当たって、建設省は、この阪神大震災における体験で、どこに何が問題があったか、そしてそれをどうやってその地区以外のことろに広めていこうとされているか、その辺の概要をぜひひとつお聞きしたいと思ひます。

そして、もしもできれば、まず冒頭にこの法案をつくった経緯もあわせてお聞きできればと思ひていますので、お願いいたします。

○梅野政府委員 既存の建物は、全国的に見ましても、長い耐用期間がございますので、いろいろな形で、古い建物についてはさまざまな弱点を持ちながら使われているということでございます。

先ほどのお話にもございましたけれども、例えば火災に対する安全性についても、弱点を持っています。もうひとつは、地震に対する安全性についても、弱点を持っています。特に、地震に關する安全性につきましては、大きくは二度にわたって、ごく最近で申しますと耐震基準の見直しをしたわけでございまして、五十六年にいけば集大成をされたわけでございますが、その前にも、帯筋をしっかりと巻こうというところでの整備をしたわけでございます。そういう技術の進歩、あるいはいろいろな事例についての知見を積み上げていくプロセスの中で、どうしてもそれ以前の建物というものは、可能であれば何らかの補強、補修をしたいということで、微々たるものでございますが、従来からも取り組んできたという歴史もございまして。

特に、静岡でありますとか、そういう地震に対する警告あるいは関心が非常に高まったところはそれなりに取り上げてもらえたわけでございまして、今回の阪神・淡路の大震災は、全国的にあるいは個々の方々にとりましても身近な問題として関心を持ってきた。そこにあわせて、この機会にぜひとも、一般的な行政指導というよう

なレベルから、しっかりした法的な枠組みの中で

促進していきたいということで、今回このような法律を用意して、御審議に付しているということでございます。

○渡辺浩一郎委員 それでは、この法案をつくることよりも、今までの法律、例えば建築基準法ですか、そういったもので措置できなかったかどうか、その辺の御検討をされていただくかどうか伺いたいのですが。

○梅野政府委員 当然、建築基準法そのものをベースにして、新しい基準の適用というように、な点についてもいろいろ議論もしてきた経緯がございます。

それは、一つは、適用と適用という、かなり個々の建物の条件をやらざるを得ない適用という、そういうことにならざるを得ない適用という、強硬手段が実際できるかどうかという面が一点と、それからもう一つは、現在の基準法の体系と適用し方とは、既存不適格、従来の基準には適合していただけれども現在の基準等には適合していないという、そういうものについては、適用と適用の適用をやりましますと全体を修正するという枠組みになっておるといこともございまして、今回のテーマは、そういう中でもより緊急性の高いテーマとして防災、耐震改修というものを進めたいということ、その二点を主に理由といたしまして新しい法律ということに踏み切ったということでございます。

○渡辺浩一郎委員 わかりました。

それでは、今回のこの法案がどの程度の効果があるかというのが、私にはちょっと読めていないのです。

この法案を読ませていただきますと、共同住宅などを含めた一般住宅に対して、申請すれば、それに対して改修工事をするというところが一つ。あるいは病院とかデパートとか、そういった特殊建築物に対しては改修を指示するというふうになっておるのですが、阪神地区以外のところでは、全国的な規模の中でどの程度この法案が、通った後、需要があるのでしょうか、二

つがあるのか。例えば一般住宅に關しては、申請が全くなかったら、この法案は全く意味もないです。その見通しが誤っていたことになりま。また、逆に言うと、物すごく申請があれば、これは大変うれしい悲鳴であらうと思ひますけれども、それもまた見通しを間違っていたことになると思うのです。

ですから、この法案によってどの程度のニーズがあるかということ、その辺の数値的なものがあるれば、それと同時に見通しも含めてですけれども、数値的な目標や押さえがあればお聞かせ願いたいと思ひます。

○森岡務大臣 先ほど大口委員の御質問に対して申し上げたわけですが、恐らく今先生の奥様が思ったようなものがあるのかというのは、どうも大きな関心を持っておられるところだと思ひます。私も、実はちょっと地震の前、去年家を改築したのですが、かなり危険な場所でありまして、うちの家内などは、ああ、よかったわね、まづこれで地震があつても大丈夫なところだと思ひます。やはり今家庭におられる奥様方にとつては、そのことを一番心配しておられるのだらうと思ひます。

そういう意味では、これは完全なものだということも申し上げられぬと思ひますが、昭和五十六年から適用されたもの以前に建築されたものの約三倍あるのです。それから、少なくとも現行の耐震基準を満たしていない住宅、非住宅、合わせて約千四百二十万棟のものが既存建築物であるというふうな我々には承知をしておるわけです。ですから、当面、こうした五十六年以前のものをできるだけ早く、国民が今そういう関心を、大変心配を持っておられるときですから、できるだけそのことを促進しよう。つまり、どの元過ぎれば熱さを忘れるといひますか、だんだん日とともにそのことが忘れ去られてはいけな。そういう意味では、国も地方の自治体もそのことを促進をし

ていく、さらに啓蒙をさせていく、そのことが私はやはり大事だと思っております。

専門的に、この法律によって技術上どうなるかというところ、これは先生のほうが御専門ですからお詳しいわけですから、私はそのところはあえて先生に御答弁申し上げようとは思っておりません。ただ、この制定によりまして、行政機関による適切な指導や助言が、そしてまた指示が行われるということになる。それから、耐震改修の実施に対しては建築基準法の特例措置や各種の助成措置があるということで、つまり耐震改修促進のための法的な枠組みが一応与えられるということになる。それが今回の法律の一番大きな意義だろう、私はこう思っております。

これによりまして、先ほども申し上げましたように、国や地方公共団体が具体的かつ計画的に耐震改修を推進することになりますから、それは地方自治体にとっていろいろなPRもできるでしょうし、そういう啓蒙運動もできるだろうと思えます。すし、ぜひ現行の耐震基準を満たしていない建築物について、各種施策、いろいろな施策とあわせて、相当程度の耐震診断と耐震改修が促進されるのではないかと、こういうふうには期待をいたしております。

詳しい数字につきましては、必要でございます。それから局長から説明させます。

○梅野政府委員 今大臣からお話ございましたようなことでございますけれども、我々が今、対象として、もともと母集団として考えているのは、我々の推計によりますと、住宅でも千二百万棟、あるいは非住宅でも二百二十万棟というようなものがある。今回の枠組みの対象となるものでございまして、このうち努力義務という、特定建築物と言っておりますが、そういうものだけでも二十万から三十万棟になるであろう、これは診断をしてみないとわからないわけですが、恐らくそうなるだろうというふうなことも考えておるところでございます。

したがって、現在これだけの膨大な対象でございますので、どういう進め方をするかという具体的な数字を算明明確に持っております。しかし、私どもは、先ほど大臣から申しましたように、公共団体とは今盛んに詰めているところでございまして、むしろ取り組む一つのプログラムという意味での目標につきましては、既存の建物でございまして、三年、五年というわけにはいきませんが、できれば、例えば十年というような期間をとって、その間に何とか努力義務対象にしている特定建築物についてはおおむね過半のものが手が入れられるというふうな、成果が上がるようなプログラムをつくらうということで鋭意協議をしている最中でございます。

○渡辺(浩)委員 ぜひ、そうした努力を重ねていただきたいというふうに思っております。

そして、そうやってまいりますと、今回の法案は、これはお金に関しては全くその措置がなされていないのではないかと思っております。簡単に言えば、特殊建築物に対して、学校やデパートやあるいは病院に対して、改善をしない、こういう指示をした。私の個人的な解釈では、しかしお金は先方で出さないという話だろうと思うのです。そうしますと、私は、もう少し前向きな姿勢をとらないとこの耐震設計を改修していくということは前に進まないのではないかと思いますけれども、その辺の見通しはいかがでございますでしょうか。

○梅野政府委員 いずれにしましても、改修をするとなりますとそれ相応の費用がかかるというところでございますので、そういう経済的理由により改修の進みぐあいが左右される、これは全くそのとおりだと考えております。

私どもとしても、できるだけ促進助成策というものを用意したいと考えているところでございますが、全体的な原則としては、やはり建築物が個々の、個人あるいは事業者のいわば私有財産、個人等のものであるということから、ストレートに、例えば補助金を交付するとかということには

なかなか及ばないというジレンマもあるわけでございます。現在用意いたしております促進策につきましまして、先ほど来出ておりますように、できるだけ使いやすい資金を用意していく、あるいは使われた費用に伴います税制上の措置を講じるというふうなところで、現在構成しているところでございます。

○渡辺(浩)委員 これはかなりいい法案だと思えますけれども、やはりお金の措置というのは相当真剣に考えないと。今局長からのお話によつて、千二百万とか二百二十万戸とかという大きな対象建築物が、そのうちどうしても努力義務となきやいけないのが二十万から三十万戸ぐらいいろという話ですね。それを五年かけてあるいは十年かけてやっていく中で、やはり私は、補助金がないと単に税制の優遇措置あるいは融資という形でそれを促進していくというのは厳しいんじゃないかと、このように思うのです。簡単に言えば、いかに改修してくれ、しかしお金は出しませんよというところだと思えますので、それはかなり、拒否するとは言いませんけれども、足踏みする方は結構出てくるんじゃないかと思うのです。この辺はやはり大きな課題じゃないかと思っております。

建築基準法に、第十条だったかと思えますけれども、建築物が非常に老朽化して大変ぐあいが悪くなった、あるいは火災に対して非常に危険があった場合に対しては、それを改善する命令がある。と、それから、今回の法案、法律でさらに進めて、ともかく古い建物であるけれども、新耐法の五十六年以前の建物であるけれども、これを改善しろという指示ではなくて、命令することまでお考えかどうか、その辺をちょっと伺いたいのです。

○梅野政府委員 ただいまの基準法の十条に、保安上危険である、今回のケースでいいますと、地震が来たときに明らかに倒壊するのではないかと、思われるものについての措置がもとより基準法の中にもあるわけでございます。実態としてはそう

いう該当するようなものもあるのではないかと、いう御指摘も従来からあるわけでございますが、今回そのいわば従来からあります強制的な命令措置の一つ手前に促進誘導策という法案の体系ができて、上がりますと、そういうものが一たん前にあつて、そういうプロセスを前提とした上で一段この十条というものは生きてくるだろうという考えを持っておりますので、最終的な段階においてはこの十条の発動ということも、従来よりは、恐らく今申し上げたような関係からも、プロセスとしても使いやすいわけでございますので、私どもとしては、最終的には従来に増して十条というものを真剣に発動するということもあわせて考えたいというふうに思っております。

○渡辺(浩)委員 わかりました。ともかく、これはかなり強制的にしなければいけないんじゃないかという気が私はしております。

私も建築分野におりましたので、建物を建てるということに関して、またお客さんのお施主さんのいろいろな嫌がることの心情なんかもよく個人的な体験をしておりますので、これは阪神大震災を受けたところではかなり効果はあるかもしれないけれども、北海道や九州で、震源地から離れたところで改修をせよと言ってもなかなか前へ進まないんじゃないかと私は思います。これはまた後でも質問申し上げますけれども、次のステップを考えるべきじゃないかというふうには私は考えますので、ひとつ善処をお願いいたします。

それで、さらにちょっと細かいことを伺います。が、今回の改修に当たって、構造的ないろいろな補強措置をとるということで、いろいろな方法がとられていくようにございまして、かすがいをつけるとか、あるいは鉄筋を補強するという形があるかと思うのですが、この中で、構造的に耐久力を増すために、柱に鉄板を巻くという方法が考えられていくようですが、御存じのとおり、鉄板というのは大変火事に弱くて、通常の場合は、鉄骨、鉄板に関しては耐火被覆を当然するわけですが、でも、それをしないで構造的に鉄板だけの補強を

するということ、これは火事になったらどうなるんだということも当然考えられますので、その辺の理由をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○梅野政府委員 今回の耐震改修の方法の中で、柱を鉄板によって補強するという方法は、かなり一般的に使われる工法だろうというふうに考えております。これにつきまして、そういう工法をとった場合に、火災との関係でどうなるかということでございますが、まず純粋に技術的な問題といたしますと、もともと今回の対象になるような建物は、もとの柱、はりというものは耐火構造であるという前提でございます。それに加えて、上から鉄板が加わってくるということでございますので、鉄板自体が火で弱まったことによつて純粋な意味での耐火性能が落ちるということはまあないだろうという一つの考えがございますけれども、いずれにしても、これは不燃材料できちんとしていた——もちろん鉄板でございますので、そういうものでございまして、そういうことを、中がいわゆる耐火構造で外側に鉄板が加わってくると、そういうものが火災時にどうなるかということについては、きちんとしためどをつけた上でチェックをすることにいたしておりますし、また、例外的な場合には、熱に長時間さらされないということ、熱を担保するために、例えば熱の感知器等によつて熱による耐力の低下を防止するというようなことも基準として定めて、それらを通じて両立をさせていくという形をとりたいと考えているところでございます。

○渡辺(港)委員 ちょっとおかしいなと思うんですが、構造的にとにかく弱いからそれを補強しろという、その弱い柱が鉄骨であれその鉄骨に耐火被覆がしてある、その外側に鉄板を補強するということですね。そうすると、その柱はもともと構造的に弱いから、耐久力がないから鉄板で補強するわけですけども、その補強した鉄板が次に火事で弱いと。今局長からお話ありましたように、煙探知器でしたっけね——火災探知器ですね。火災探知器をしてもスプリンクラーがあるわけ

けないわけですから、火事になった場合にそこは耐久力がなくなってしまうのじゃないかというふうに思うのです。

それは私の意見ですけれども、今局長おっしゃったように、かなり全国でもって事例があるということだとすれば、その辺でどういう解釈をしているのか、その辺をもう一度ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○梅野政府委員 補強をした後でさらに地震が来た場合、それから補強した後に地震が来る前に火災に遭った場合、いろいろなケースがあり得るわけでございますが、補強としていたしました鉄板で巻いた部分が火事に遭った場合には、その火事の後に、火災後の使用に耐え得るかどうかということについては改めての検討になると思うのです。そういうことでございまして、当然多くの場合には、地震があつてそのことが一つの引き金になつて火災が起こるというケースも大いにあり得るわけでございますが、その場合には、その段階まではもつておる、火事にさらになつたのでその鉄板の耐力が落ちてしまった、したがって全体としての耐力も落ちてしまった、それは、火災後のもう一度判定をしなければいけないというプロセスでございます。

○渡辺(港)委員 わかりました。それから、もう一つお聞きしたいんですが、これは昭和五十六年の新耐法の以前の建物を基本的には対象にしているわけですが、私も阪神大震災の現場を見ましたけれども、建物の中でピロティーですね、一階のところを空間にしているところはかなりやられていたというふうに私は認識しているのですが、そういったところは五十六年以降のものでも今回の対象になるかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○梅野政府委員 五十六年以降におきましても、ピロティー形式のようなものについて十分な配慮が行き渡っていない設計の建物については被害も出ているわけでございます。かなり問題も指摘されているわけでございます。したがしまして、私

ども現在の検討段階では、ピロティー形式の建物に対する技術基準を見直しをいたしまして、しかるべき適正な基準をつくりたいという考えを現在持っております。まだつくつておりませんが、そういう準備をいたしております。

そういったしますと、仮にそういう技術基準の告示が改めて修正あるいは追加されたケースで考えますと、そのことによってその段階から前のものはその新しい基準に対する一種の既存不適格ということになりますので、ピロティーについてもこの考え方の適用の対象になるということでござい

ます。

○渡辺(港)委員 これは今のピロティーの話だけになりましたけれども、それ以外のことも、ピロティー以外のこともその検討はされているんでございましょうか、その辺を。

○梅野政府委員 技術的なテーマで特に取り上げて、指摘も受け、検討しておりますのは、溶接の問題、あるいは特に鉄骨の柱脚の問題、それと今して検討しておりますところでございます。

○渡辺(港)委員 わかりました。

それでは、今回の法案は大変私も前から見ましても前進ある、かなりいい法案だというふうにしておりまして、かなりいいかなというふうに思っておりますけれども、私は今後やはりこれをさらに進めていかなきゃいけないかなというふうな気がしております。特に、先ほど言いましたように、お金の手当てが全くないうことと強制力がやはりないというこの二つは、今後検討していかねばいけない大きな課題だろうと思っておるんですね。

この二つに関して、最後になりますけれども、建設省としてはどういう取り組みをしようかと。まあ既存の法律の中でやっていくという先ほどの説明はございましたけれども、やはり今申しました改修の強制力ですか、これと、それから資金の手当てということに対して、やはり相当前向きにしないと先ほどの計画はなかなか進まないと思っておりますが、その辺の今後の見通しにつ

いてひとつお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 きょうは、大変短い時間で理事の皆様、委員の皆様御配慮をいただいております。感謝申し上げますが、今先生と局長とのやりとりを伺っております、極めて技術的にもいろいろ示唆に富んだお話が多かったと思ひます。先ほど申し上げましたように、まず、建築物の耐震改修を促進するためのいわゆる法的な枠組みをこれで用意されたというふうには、そういう意味では前進であるというふうにぜひお考えをいただきたいと思います。

今ございましたように、税制の問題でございますとかあるいは融資の問題でありますとか、これは考えなければならぬ問題がたくさんありますし、とりわけ、今お話がございました技術的な問題になりますとさらに検討を深めていかなければならぬ点が多いのかと、こう考えております。まずは法的な枠組みが用意されたということ、私どもとしてもさらにこの問題については検討を重ねてまいりたいと思ひますが、今にでも、今晚にでも地震があるかもしれません。そういう意味では、国民の多くの関心のありますときにぜひこの仕組みをまず国民の皆さんに理解をしていただいて、行政そして民間、皆挙げて耐震の対応にぜひ備えていけるようにしたいと、こう考えております。

いろいろ御指導いただきましたことを感謝を申し上げます。

○渡辺(港)委員 じゃ、私も最後になりますが、ともかくこれをひとつ施行していただいて、五年、五年とは言わずに二年、三年の中で実際にやってみて、それでどういう具体的な問題点が出てくるかひとつ御検討いただいて、その中で、今私が申しました資金の手当て、それからもう一つは強制権、命令ですか、そういったことをやはり検討の対象にぜひともしていただきたいということをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○連藤委員長 次に、中島武敏君。

○中島武委員 建築物の耐震改修促進法案についてお尋ねいたします。

時間の関係もありますので、私もできるだけ簡潔にお聞きいたしますけれども、答弁の方もひとつ簡潔明瞭にお答えいただけると大変ありがたいと思います。

まず、政府は阪神・淡路大震災を大変重要な教訓としてこの法案を提出されたと思うのです。そこで、まず第一に伺いたいのは、現行の耐震基準です。現行の耐震基準は、阪神・淡路大震災の震度である震度七、この震度七の激震に十分耐えられる、こういうふうにお考えですか。

○梅野政府委員 現在の耐震基準の妥当性をという観点から、今回の震災については、学識経験者を網羅いたしまして特別な調査委員会におきまして調査を進めていただいているわけでございます。その現在までの御報告によれば、全体の枠組みとしては、あの阪神の大震災と現行の基準との対比においては、大筋においては妥当性があるという御見解をいただいております。

しかし一方では、先ほどもお話がございまして、うな、ピロティー形式であるとか幾つかの弱点が紛れ込んでくるといいますように、入ってくる部分がある。したがって、その点については、例えばピロティー形式のようなもの、あるいは鉄骨の柱脚等についての基準の補強、修正等を行う必要はあるというふうにご検討されているところでございます。

○中島(武)委員 今もお話がいったんですけれども、確かに中間報告においても耐震設計法はおおむね妥当、こういうふうにご検討されておられますけれども、御答弁にありましたように、余裕ある設計をすべきだ、こういうふうにご検討されているんですね。私は、特にその際に心がけなければならぬのは、一般の建築物に比べて学校とかあるいは福祉施設とかその他の公共の建築物、この公共の建築物は、現行基準で満足しない余裕ある設計をすべきだと思っております。私も神戸、阪神を何度も訪

れましたけれども、やはりここでは公共施設が相当被害を受けているわけですね。そういう点からいいますと、防災上の機能を果たす上からもひとつ十分な余裕ある設計にすべきでないんじゃないか。

これは東京の場合ですけれども、公共の建物については二割から三割増しぐらい、それから重要な建築物については五割増しで設計している、こういうふうにご検討されているんですけれども、今のこの問題についてどうお考えですか。

○梅野政府委員 安全性の考え方、ただいま御指摘のような学校等の公共的な性格の強い建物については、より一層入念な設計なり工事が行われて着実な安全性を確保していくという点は、まことにそのとおりだと考えております。

建築基準法上のレベルにおいてどう差をつけるかという観点で見れば、私ども、基準法としては全体を通じて最低基準という性格ではないのではありませんかと考えておりますが、今申し上げましたように、より着実に安全性を確保する。そのやり方は、例えば今お話がございましたように、計算その他におきまして安全率をより高めた上でやるのか、個々の建物の性格を十分に反映して受けとめて、正確な、漏れのない設計、工事をやることによって確実にしていくとか、いろいろな方法があるわけでございますけれども、いずれにしても、そういう公共的な建物はより一層安全性を確保するべきであるというふうにご検討されているところでございます。

○中島(武)委員 次に、お尋ねしたいのは、耐震改修の問題なんですけれども、この問題で、耐震改修を必要とする建物はどの程度あるのか。この点で、木造と非木造、それからもう一つは住宅と非住宅、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○梅野政府委員 私どもの今回の区分でいいますと、大体五十六年以前ということとそれ以降ということが一つの母集団になるわけでございますが、その五十六年以前の建物のうち、現行の耐震

基準のレベルでの耐震性能を有していないののではないかと、このように想定されるものの推計といたしましては、住宅が約二百萬棟、それ以外が二百二十萬棟というふうな推計をいたしているところでございます。また、この二百二十萬棟と云うております住宅のほとんど、千百万棟ぐらいいわゆる木造住宅であるというふうにご検討されているところでございます。

○中島(武)委員 今度は特定建築物の問題なんですけれども、特定建築物の耐震改修を大いに促進する、そのために促進策としてどんなことがありましますか、どんなことを考えておられますか。

○梅野政府委員 一つは、最終的なことでもあるわけでございますが、所有者の御理解を得なきやいかめというところでございますが、建物は必ずしも一回の耐震改修を除きまして、さまたまな維持保全の関係であるとか模様かえであるとか、いろいろなことで専門家がいろいろな形で関与するわけでございます。したがって、そういう際にこの安全問題というものもあわせて御関心を持っていただけるような、我々から見ると一つのPR部隊になるわけでございますけれども、そういう今回の耐震診断の専門家というものが常時世の中の一般的な活動の中に存在していただけるというところを目指して、現在、直接は今回の法律のためにございまして、耐震改修を進めていただく専門家を養成、再教育をするというふうなことでやっておりますところでございます。

それから、今回の枠組みがで上がることにありますと、法的な枠組みを背景として、行政サイドも積極的にそれらの所有者の方々いろいろな働きかけができるというふうにご期待しているところでございます。

○中島(武)委員 法律によりまして、特定建築物の所有者に必要な指導助言ができるのか、あるいは不特定多数が利用する一定規模以上の特定建築物については指示をすることができるとか、あ

るいは、指示に従わなかった場合とは書いてないのですけれども、耐震性、安全性について報告させる、あるいはまた立入検査、調査などもうたわれているわけですね。

私、ここで特に聞いておきたいと思うのは、不特定多数のものについては、罰則や何かもつけて、こういうふうにご検討されているんです。いるんですけれども、しかし不特定多数じゃなくて特定多数の特定建築物、例えば学校とか福祉施設とかその他いろいろありますよね。これについては、私が思うのは、こういうところは防災上の社会的な責任があると思うのです。ところが、これは指導助言だけであって、ちょっと云がけないんだね。そこを何か考えてないのですか、やはりもっと積極的なそういう学校とか福祉施設とかその他のところ、もうどんどん改修させるというところについてなんです。

○梅野政府委員 いろいろな種類の建物がございますが、まあいわゆる公共的な性格の強い建物というところで考えますと、従来からもそれぞれの所管の省庁あるいは公共団体におきまして所管の部門というのがございまして、この耐震改修については、一般の建物に比べますとお取り扱いが、姿勢としてそれなりに進んでいたという、あるいは結果が出ていない面もあるわけでございますけれども、そういう動きにあったことは事実でございます。私どもといたしましては、こういうものをできるだけそれぞれの、この法律を制定するといふ機会に各省にも既にいろいろな形でお取り扱いをいたしております、そういうそれぞれの今までの取り組みを一段と強くお取り扱いをいたして、所管ベースでの御指導をお願いしよう。

それから、これは大臣からお話しすべきことかもしれないんですが、国土庁長官などもそういう問題について、今後公共的な建物をどうしようかというふうなこともお話の話題にも上っているというふうにご検討されているところでございます。我々事務方におきましてそういうところと、特に国

官官接待というのは、私が申し上げるまでもなく、大変大きな社会問題になっています。それで、公共事業の約七割というのは建設省所管であつて、建設大臣はいわば公共事業担当大臣と言つても言い過ぎではないと思われるわけですが、これも、大臣、この官官接待、どうすれば根絶できるとお考えですか。

○中島(武)委員 実は、私たちが秋田県、宮城、  
などをいろいろ調査したのです。そうしますと、  
官官接待に事務費の中の食糧費が使われていると  
いうだけじゃないのです。もちろんそのことを含  
めてですけども、秋田県では建設省所管の公営

それから、宮城県を調べてみますと、県出身の中央省庁職員の県人会を毎年開いているのですけれども、その県人会の名簿の印刷代に流用されているのですね。どこから流用したかというところ、流用するのはいいけれども、下水道費それから農地防災費から支出しているのです。しかも驚くべきことに、公共事業費の流用ではないか、こうオンブズマンが尋ねると、これは宮城県の東京事務所なんですけれども、いや、国に関連するものなので公共事業費からも出せる、こういうふうに言っているのですね。

そういうふうによつて、今世間の非難を浴びている、まだ余り公にはなっていない流用、の食糧費だけじゃない問題を含めて、やはり正しく予算が執行されていく、公共事業費が国民の皆さんの信頼を得るといふようにするべきではないかと思うのですが、以上を大臣みずから。

それから、はっきりした場合には返還、それから、あらかじめチェック、終わってからチェック、こういうふうにするべきじゃないかということとを大臣からお答えをいただきたい。

るため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第二章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第二条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものうち、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第五条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下この章において「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断(地震に対する安全性を評価することを含む。以下同じ。)を行

改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下同じ。）を行うよう努めなければならない。）  
（耐震診断及び耐震改修の指針）

第三条 建設大臣は、特定建築物の耐震診断及び

診断及び耐震改修に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第四條 市営工役工、建築主事を置く市町村又は

特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。は、特

定建築物の所有者に対し、前条の指針を勘案し



変更を除く。)をしようとするときは、所管行政  
庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第七条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画  
の認定を受けた計画(前条第一項の規定による  
変更の認定があったときは、その変更後のもの。  
次条において同じ。)に係る建築物(以下この  
章において「認定建築物」という。)の耐震改修  
の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第八条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定  
を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を  
行っていないと認めるときは、当該認定事業者  
に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要  
な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消)

第九条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定  
による処分違反したときは、計画の認定を取り  
消すことができる。

(住宅金融公庫の資金の貸付けの特例)

第十条 住宅金融公庫が、認定建築物である住宅  
の耐震改修をしようとする認定事業者に対し、  
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六  
号)第二十條第四項の規定による限度において  
同法第十七條第五項の規定により資金を貸し付  
ける場合における当該貸付金の同法第二十一條  
第一項の表一の項に規定する当初期間の利率  
は、同表五の項の規定にかかわらず、年五・五  
パーセント以内で政令で定める率とする。

第四章 雑則

(資金の融通等)

第十一条 国及び地方公共団体は、建築物の耐震  
診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融  
通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講  
ずるよう努めるものとする。

(研究開発の促進のための措置)

第十二条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修  
の促進に資する技術に関する研究開発を促進す

るため、当該技術に関する情報の収集及び提供  
その他必要な措置を講ずるよう努めるものとす  
る。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広  
報活動等を通じて、建築物の耐震診断及び耐震  
改修の促進に関する国民の理解を深めるととも  
に、その実施に関する国民の協力を求めるよう  
努めるものとする。

第五章 罰則

第十四条 第四條第三項の規定による報告をせ  
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定  
による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
は、三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 第七條の規定による報告をせず、又は  
虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に  
処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代  
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は  
人の業務に関し、前二條の違反行為をしたとき  
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対  
しても各本條の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)  
の一部を次のように改正する。

第三條第四十五号中「及び高齢者、身体障害  
者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促  
進に関する法律(平成六年法律第四十四号)」を  
「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる  
特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六  
年法律第四十四号)及び建築物の耐震改修の促  
進に関する法律(平成七年法律第 号)」に  
改める。

理由

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生  
命、身体及び財産を保護するため、多数の者が利  
用する特定建築物の耐震診断及び耐震改修につ  
いての所有者の努力義務、建設大臣による指針の策  
定並びに所管行政庁による助言、指導及び指示に  
ついて定めるとともに、所管行政庁が建築物の耐  
震改修の計画を認定してこれに対し建築基準法の  
特例の適用及び金融上の助成を行う等建築物の耐  
震改修の促進のための措置を講ずる必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。